

知っていますか？

悪質な「販売預託商法」によるトラブル にご注意ください！

悪質な「販売預託商法」をめぐるトラブルとは・・・

「販売預託商法」とは、商品を販売すると同時にそれを預かり、第三者に貸し出すなどして、運用して得られた利益を、後で購入者に還元すると告げて高額な商品を消費者に購入させる商法です。

以下のような悪質な「販売預託商法」によるトラブルが高齢者を中心に繰り返し発生しています！

以下のような特徴が見られます！

悪質な「販売預託商法」の特徴

- 高い利率による利益配当や、元本保証をうたって勧誘！
- 商品を購入させるところから取引スタート！
高額な購入代金を支払わせることが目的です。
- 購入と同時に預けてしまうので、購入者が商品を確認できない！
事業者が販売する商品自体を保有していないケースもあります。
- 預かった商品の運用による利益はほとんどない！
実は他の購入者が支払った代金から、配当金と称してお金を支払っているだけのケースがあります。
=破綻して、お金が返ってこないケースがほとんど。

悪質事業者



商品



①商品を販売

②代金の支払

③商品を預ける

⑥配当金と称する
お金の支払

??

④レンタル

※運用による利益はない

⑤レンタル料の支払

購入者（消費者）



第三者
（レンタルユーザー）

消費者庁が過去に行った 悪質な「販売預託商法」に対する行政処分の例

事業者名	取扱商品・役務
WILL(株) (ウィル)	テレビ電話専用アプリなどの各種アプリが読み込まれたUSBメモリ
ジャパンライフ(株)	家庭用永久磁石磁気治療器

トラブルを避けるために・・・

POINT

以下の点に気を付けましょう！

- おいしい話はうのみにしてはいけません！！
- 必ずもうかる、楽しんで稼げることはありません！！
- 悪質事業者は「必ずもうかる。簡単に稼げる。」など甘い話をしてくるので注意しましょう！！
- 少しでも不安があれば、はっきりと断りましょう！！
- 家族など周囲の人の意見も聞いて、取引の内容をよく考えましょう！！

おかしいなと思ったら一人で悩まずご相談ください

消費者ホットライン（局番なし）



お近くの消費生活相談窓口を案内します。
(土日祝日も相談できます。)



消費者ホットライン188
イメージキャラクター『イヤヤン』

警察相談専用電話 # 9 1 1 0